

## 令和8年度「3R推進」に係るテレビスポット制作等業務委託に関する仕様書

### 1 委託する業務名

令和8年度「3R推進」に係るテレビスポット制作等業務委託

### 2 目的

10月の3R推進月間に、「プラごみゼロ」をキーワードにプラスチックごみ削減について県民に周知するとともに、県民の3Rに関する理解を深めるため、テレビスポット等を活用した広告を行うもの。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年11月30日まで

### 4 委託内容

#### (1) テレビスポット制作・放映

##### ア 制作内容等

3R 推進の啓発動画を制作・提案すること。

##### ① 動画内容

●「プラごみゼロ」をキーワードに、プラスチックごみ削減についての3R 推進を県民に周知

※ただし、「プラごみ」については、食品トレーやペットボトル等の容器包装に限らず、

幅広い対象とすること。(例:おもちゃ、電化製品)

| 内容                                         | 動画作成<br>本数 | 再生時間 | 放映期間                |
|--------------------------------------------|------------|------|---------------------|
| 「プラごみゼロ」をキーワードに、プラスチックごみ削減についての3R 推進を県民に周知 | 1本         | 15秒  | 10/12～10/31<br>20日間 |

●グリーンアップおおいたロゴマークを動画の初め、もしくは最後に挿入すること

※画像データは県循環社会推進課から提供する



##### ② 放送エリア

大分県内とする。

### ③ 放送局

県内民間放送会社(OBS 大分放送、TOS テレビ大分、OAB 大分朝日放送)で放映すること。

### ④ 放送本数

各局25本以上(うちAランク5本以上) 計75本以上

## イ 企画内容

次の内容を含む企画書をA4サイズで作成し、提出すること。

### ① テレビスポット内容

### ② 放送本数(テレビ局名 Aランク〇本、Bランク△本…など)

### ③ 企画コンセプト

### ④ 枠取りの意図

### ⑤ テレビスポット内のコメント

### ⑥ BGM等

## (2) SNS広告

前述(1)で制作したテレビスポットに加えて縦型の動画を制作して、SNS広告を実施すること。

### ア 広告出稿エリア

大分県内とする。

### イ 広告の種類等

#### ① YouTube 広告(動画広告)

想定表示回数:300,000回、想定視聴回数:100,000回を目安とすること。

#### ② Instagram 広告(動画広告)

想定表示回数:300,000回、想定視聴回数:100,000回を目安とすること。

### ウ 掲載期間

令和8年10月10日から令和8年10月31日まで

### エ 留意事項

実績報告については、広告の表示回数や閲覧回数・人数等について、可能な限り情報を収集・分析し、報告すること。

## (3)その他広告

上記(1)(2)を実施した上で、その他の方法により、事業費の範囲内において、広告を効果的に実施することができる場合は、企画提案書に記載し、提案すること。

## 5 成果物及び提出物

実績報告書を作成し、契約履行期間までに提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。(データをDVD又はUSBメモリで納品する場合は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。)

### (1)各業務の具体的な実施内容及び結果

- (2) テレビスポット制作・放送については、テレビ局による放送確認表
- (3) インターネット広告については、効果検証、表示回数等
- (4) 委託者が運営する YouTube や Instagram 等で利用可能な動画の電子データ一式
- (5) その他別途委託者が指示するもの

## 6 業務実施に当たる協議・報告等

- (1) 企画提案等の内容をもとに、受託者と委託者で協議・調整を行った後、双方合意のうえ、業務委託契約を締結するものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールを作成し提出すること。

## 7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 8 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得なければならない。
- (4) 本業務に係る印刷物その他著作権、及び業務において提出された写真、動画、並びに作成したイラスト、デザインデータ等の著作権及び所有権は、成果物の引き渡しが行われた際に、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示に従わなければならない。
- (6) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。